## 3月定例議会一般質問原稿

日本共産党 梶 田 稔

私は、先に議長宛提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

第1の質問は、道路整備計画の推進について、であります。

町道六貫山線の整備が北中根交差点まで進み、周辺の方をはじめ関係住民から喜ばれています。同時に、さらに南進することを強く要望する声も強く出されております。

知多東部線も、町民会館の開館を機に白山地内まで整備されたものの、その周辺部分が整備されないままで、開通初日から事故が発生する状況にあります。

道路整備は、周辺の関連道路の整備を含めて、安全と住環境を守る観点から進められなければなりません。

武豊町には、平成13年度から平成22年度までを計画年次とする「武豊町道路整備計画」が策定されています。平成16年度までを前期としておりますが、その前期が間もなく終わり、平成17年度から平成22年度までの後期が始まろうとしております。

そこでお尋ねしますが、

- 1. 平成13年度から平成16年度までの前期の到達点、その中での問題点と教訓をどのように捉えていますか。
- 2. 町道六貫山線や県道知多東部線など、平成16年度までの完了区域は、全体計画のまさに道半ばの状況にあります。今後の整備計画を含めて、道路整備計画の後期の全体像について、財政当局との調整は必要なものの、担当としての計画案について明らかにされたい。
- 3.整備計画書に記載されている「歩行者の安全を確保するため道路段差の解消 や歩道設置等も計画的に整備し、バリアフリー化の推進に努めていきます」と いう点について、前期までの到達点と後期における具体的な方針について明ら かにされたい。

第2の質問は、公用車用燃料の購入について、であります。

この問題は、平成15年度決算審査においても取り上げた問題ですが、平成17年1月までの実績も出ておりますので、改めて一連の問題について町当局の見解を伺いたいと思います。

まず最初に、平成10年度以前の資料が、既に廃棄処分されているとのことですので、平成11年度以降の各購入業者別の購入実績を明らかにされたい。

次に、町内には、いわゆる安売りガソリンスタンドが開業していますが、平成1

6年12月までは、その業者からの購入がありませんでした。その経緯と理由を明らかにするとともに、平成17年1月から新たに購入を開始しましたが、その経緯と理由も併せて明らかにされたい。

第3に、契約の在り方について、お尋ねいたします。

石油情報センターが、毎月10日現在の全国の給油所市況調査を行い、インターネット上で発表しています。

提供していただいた資料と石油情報センターが発表した愛知県内のデータとを比較してみますと、平成11年以来契約した27回の中で、県内の平均値を上回っている回数は、実に25回に上っておりまして、県内平均を下回っているのは、わずかに2回だけであります。

なぜ、こういうことになるのか。なぜ、高値で契約しなければならないのか。購入価格設定の根拠は何か、明らかにされたい。

また、契約の覚書は、発注者が武豊町長で受注者が愛知県石油商業組合に属し、 武豊町内に事業所を置く石油商業者代理人、愛知県石油商業組合知多第1地区長と なっていますが、武豊町内の全事業所が参加しているような記載にはなっていませ ん。契約の実態はどのようになっているのか、明らかにされたい。

第4に、このほど辞職した議員が経営するガソリンスタンドからの購入総額が、 平成15年度まで最高額で経緯しています。議員の地位利用・利益誘導の疑惑がぬ ぐえませんが、なぜそういう事態で経緯したのか、その理由を明らかにされたい。

第5に、地方自治法第92条の2「議員の兼業禁止」は、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。」と規定しており、昭和37年5月28日付の行政実例では、「物品売買又は物品修理等の契約については、その契約が一定期間にわたり一定の物品を納付し又は修理することを内容とし、又はその契約の履行にあたり事実上必要とされる時期に分割して供給することとする等継続的な供給契約と解される場合は、本条にいう請負契約に該当する。」と明示しています。

さらに、昭和62年10月20日付の最高裁判例では、「当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと事態において、当該法人は地方自治法第142条の「主として同一の行為をする法人」に当たるというべきであるが、右請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといいうる。」と述べています。

そして、地方自治法第127条「失職及び資格決定」の項では、「第92条の2の規定に該当するときは、その職を失う。」と規定されております。この規定に該

当するおそれなしとしませんが、見解を明らかにされたい。既に、辞職しているとは言え、その責任を明確にするためにも、見解を明らかにされたい。

最後に、今後の公用車用燃料購入方法の改善方策について、どのように考えているのか明らかにされたい。

以上で、登壇しての質問を終わりますが、答弁の内容によっては自席より再質問いたします。

(以上)